

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金

1世帯
5万円

電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、
1世帯当たり5万円を給付します。受給には手続きが必要です。

支給対象となる世帯

世帯全員が令和4年度
「住民税均等割が非課税」の世帯

令和4年1月以降に収入が減少し
「住民税非課税相当」となった世帯

●令和4年1月1日以前から 世帯の全ての方が、現住所にお住まい の場合

9月30日時点で住民登録のある方の世帯に
対して、11月上旬に町から確認書を送付して
います。

内容を確認し、返信封筒により
返信してください。

●令和4年1月2日以降の 転入者がいる世帯

給付金を受け取るには、**申請が必要です。**

令和4年9月30日時点で住民登録のある市
区町村に申請する必要があります。

健康福祉課窓口又は町HPにある申請書
に必要事項を記入の上、添付書類と併せ
て健康福祉課まで持参または郵送により
ご提出ください。

給付金を受け取るには、

申請が必要です。



申請時点で住民登録のある市区町村に申請す
る必要があります。

健康福祉課窓口又は町HPにある申請書
に必要事項を記入の上、添付書類と併せ
て健康福祉課まで持参または郵送により
ご提出ください。

住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞ
れの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1
か月収入×12倍）が市町村税均等割非課税水
準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安

- ・単身の場合：93万円以下
- ・母・子（1人）の場合：137.8万円以下

申請（返信）期限

令和5年2月15日（水）（町が受理した日から2週間後を目安に給付金を支給します）

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



▲町HP

健康福祉課 ☎27-0175